

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部改正について

このことについて、愛知県教育委員会事務局組織規則の一部を改正したいので、別紙案を添えて請議します。

平成27年3月24日提出

教育長 野村道朗

説明

この案を提出するのは、学習教育部体育スポーツ課の名称変更等に伴い、規定を整備する必要があるからである。

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部改正の概要

1 改正の理由

- (1) 所掌事務を明確に表す分かりやすい名称とするため、「体育スポーツ課」の名称を平成 27 年 4 月 1 日から「保健体育スポーツ課」へ変更することに伴い、規定を整備するもの。
- (2) 平成 24 年 7 月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」を受け、特別支援教育課の分掌事務の文言を整理するもの。

2 改正の内容

- (1) 第六条中「体育スポーツ課」を「保健体育スポーツ課」に改める。
- (2) 第六条第七項第五号中「就学指導」を「教育支援」に改める。

3 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

(案)

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

愛知県教育委員会事務局組織規則（昭和三十九年愛知県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項及び第五項中「体育スポーツ課」を「保健体育スポーツ課」に改め、同条第六項第一号中「本項」を「この項」に、「体育スポーツ課」を「保健体育スポーツ課」に改め、同項第一号中「体育スポーツ課」を「保健体育スポーツ課」に改め、同条第七項第二号中「本項」を「この項」に、「体育スポーツ課」を「保健体育スポーツ課」に改め、同項第三号中「体育スポーツ課」を「保健体育スポーツ課」に改め、同項第五号中「就学指導」を「教育支援」に改め、同条第九項中「体育スポーツ課」を「保健体育スポーツ課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部改正新旧対照表

新

(学習教育部に属する課)

第六条 学習教育部に次の課を置く。

- 生涯学習課
- 高等学校教育課
- 義務教育課
- 特別支援教育課
- 健康学習課
- 保健体育スポーツ課

2) 4 略

5 高等学校教育課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 高等学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること(保健体育スポーツ課の事務分掌事項を除く。)
- 二 高等学校の教育職員の研修に関すること(特別支援教育課、健康学習課及び保健体育スポーツ課の事務分掌事項を除く。)
- 三 以下 略

6 義務教育課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 小学校、中学校及び幼稚園(以下この項において「小学校等」という。)の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること(特別支援教育課及び保健体育スポーツ課の事務分掌事項を除く。)
- 二 小学校等の教育職員の研修に関すること(特別支援教育課、健康学習課及び保健体育スポーツ課の事務分掌事項を除く。)
- 三 以下 略

7 特別支援教育課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 略
- 二 特別支援学校並びに小学校及び中学校の特別支援学級及び通級による指導(以下この項において「特別支援学級等」という。)の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること(保健体育スポーツ課の事務分掌事項を除く。)

三 特別支援学校及び特別支援学級等の教育職員の研修その他の教育職員の特別支援教育に関する研修に関すること(健康学習課及び保健体育スポーツ課の事務分掌事項を除く。)

四 略

旧

(学習教育部に属する課)

第六条 同上

- 生涯学習課
- 高等学校教育課
- 義務教育課
- 特別支援教育課
- 健康学習課
- 体育スポーツ課

2) 4 略

5 同上

- 一 高等学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること(体育スポーツ課の事務分掌事項を除く。)
- 二 高等学校の教育職員の研修に関すること(特別支援教育課、健康学習課及び体育スポーツ課の事務分掌事項を除く。)
- 三 以下 略

6 同上

- 一 小学校、中学校及び幼稚園(以下本項において「小学校等」という。)の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること(特別支援教育課及び体育スポーツ課の事務分掌事項を除く。)
- 二 小学校等の教育職員の研修に関すること(特別支援教育課、健康学習課及び体育スポーツ課の事務分掌事項を除く。)
- 三 以下 略

7 同上

- 一 略
- 二 特別支援学校並びに小学校及び中学校の特別支援学級及び通級による指導(以下本項において「特別支援学級等」という。)の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること(体育スポーツ課の事務分掌事項を除く。)

三 特別支援学校及び特別支援学級等の教育職員の研修その他の教育職員の特別支援教育に関する研修に関すること(健康学習課及び体育スポーツ課の事務分掌事項を除く。)

四 略

五 障害者の教育支援及び就学に関すること。

六以下 略

8 略

9 保健体育スポーツ課においては、次の事務をつかさどる。

一〇七 略

五 障害者の就学指導及び就学に関すること。

六以下 略

8 略

9 体育スポーツ課においては、次の事務をつかさどる。

一〇七 略